

毛呂山町企業告示第8号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。なお、本公告に記載のない事項については毛呂山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要領の規定によるものとする。

令和8年7月2日

毛呂山町長 井 上 健 次

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	内径 300 耗重要給水施設配水管整備事業（長瀬一区公会堂工区）（長瀬地内）
(2) 工事場所	毛呂山町大字長瀬地内
(3) 工事期間	契約締結日から令和9年1月29日
(4) 予定価格	金 60,910,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない）
(5) 工事概要	工事延長 L=273.8m φ300DCIP-GX L=267.8m φ200DCIP L=2.6m φ150DCIP L=3.4m φ300 ソフトシール仕切弁 3 基 φ300 不断水簡易仕切弁 1 基 給水工 7 箇所 仮設工 1 式
2 落札者の決定方法	本件入札は、毛呂山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要領に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (3) 審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、毛呂山町電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムの入札情報公開システム又は毛呂山町ホームページに掲載する。ダウンロード等が困難な場合は、公告日から入札締切日（土・日・祝日を除く午前9時から12時及び午後1時から午後5時）までの期間、水道課窓口で閲覧することができる。なお、書面による設計図書等の貸与又

	は複写は行わない。
5 競争参加資格確認 申請書の提出	令和8年7月 3日（金）午前8時30分から 令和8年7月16日（木）午後3時00分まで 入札参加を希望するものは、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を（以下「確認申請書」という。）提出すること。
6 設計図書等に関する質問	令和8年7月 3日（金）午前8時30分から 令和8年7月10日（金）午後3時00分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書を電子入札システムにより提出すること。 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
7 質問に対する回答	令和8年7月14日（火） 質問に対する回答は、上に示す日までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
8 入札書提出期間	令和8年7月17日（金）午前8時30分から 令和8年7月21日（火）午後3時00分まで なお、変更する場合は、毛呂山町ホームページ「企業の方へ」「入札・契約」「制限付一般競争入札のお知らせ（内径300 耗重要給水施設配水管整備事業（長瀬一区公会堂工区）（長瀬地内）」で案内する。
9 開札日時・場所	令和8年7月22日（水）午前9時00分 毛呂山町役場 管財課（立会不可）
10 入札に参加できる 者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	土木工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けているものであること。ただし、下請代金の総額が5千万円（建築工事業である場合には8千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。
(2) 資格者名簿への 登載	令和7・8年度毛呂山町建設工事等競争入札参加者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上に示す業種で登載されている者であること。

(3) 事業所の所在地	毛呂山町に対して契約権限を有する本店又は営業所等の所在地が毛呂山町にある者。
(4) 経営事項審査の点数	
(5) 施工実績	本店又は営業所等において、平成 28 年度以降に本工事と同種 (DCIP φ 100mm 以上かつ 1 千 5 百万円以上、水道管布設工事、元請、単体受注) の公共工事を施工した実績を有すること。
(6) 配置予定技術者	ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、5 千万円 (建築一式の場合にあっては 8 千万円) 以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、4 千 5 百万円 (建築一式の場合にあっては 9 千万円) 以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。 イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、上記 5 に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を制限付一般競争入札 (事後審査型) 参加資格確認申請書に記載すること。 エ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
(7) 現場代理人	本工事は「毛呂山町建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づくものとする。
(8) その他の参加資格	ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。 イ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 ウ 土木工事業については、開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記イただし書きに該当する者にあっては、手続開始決定日以降のものであること。 エ 公告日から落札決定までの期間に、毛呂山町建設工事等の契約にかかる指名停止等の措置要綱 (平成 22 年毛呂山町告示第 117 号) に基づく指名停止措置又は毛呂山町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱 (平成 22 年毛呂山町告示第 98 号) に基づく指名除外措置

	を受けていない者であること。 オ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。
12 最低制限価格	設定する。（最低制限価格を下回る価格の入札をした者を失格とする。） ※計算方法は毛呂山町ホームページ「企業の方へ」「入札・契約」「毛呂山町の入札制度」で公表している。
13 入札保証金	免除する。
14 契約保証金	毛呂山町契約規則（平成 25 年規則第 9 号）第 30 条、第 31 条及び第 32 条並びに毛呂山町建設工事請負契約約款（平成 9 年毛呂山町告示第 44 号）第 4 条の規定に基づくものとする。
15 支払条件	
（１）前金払	する（契約金額の 40%以内とする。ただし、上限を 1 億円とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。）。
（２）中間前金払	する。契約金額の 20%以内とする。ただし、上限を 5 千万円とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。）。
（３）部分払	しない。
16 現場説明会	開催しない。
17 契約の時期	（１） 落札決定の通知を受けた日から原則として 7 日以内。 （２） 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年毛呂山町条例第 1 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書を締結する。なお、落札決定から本契約までの間に、毛呂山町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく、指名停止の措置を受けた者は、本契約を締結することができない（契約辞退を申し出るものとする。）。
18 入札に関する注意事項	
（１）入札の執行	ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付表を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が 1 人の場合であっても、入札を執行するものとする。
（２）入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。
(4) 入札回数	1 回限りとし、再度入札は行わない。
(5) 入札の辞退	毛呂山町電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のため町長が行う指示に従わない落札候補者のした入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 カ 明らかに連合と認められる入札 キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申出て、その申出が入札執行者に受理された者がした入札 ケ やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 （ア）入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札 （イ）金額を訂正した入札 （ウ）金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札 （エ）記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札 （オ）同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者がした入札 （カ）同一の入札に対して 2 人以上の意思表示をした入札 コ その他公告に示す事項に反した者がした入札
19 その他	(1) 毛呂山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要領及び入札参加時における注意事項を熟知の上、毛呂山電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された制限付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、制限付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

	に記載した技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加者は、入札終了後、この公告、設計図書等（質問回答書含む）及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) 契約規則及び約款は、毛呂山町ホームページにおいて閲覧に供する。
20 この公告に関する 問い合わせ先	毛呂山町役場 管財課 管財係 電話 049-295-2112（内線 541）